

## 令和2年5月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 令和2年5月28日（木）  
開会：午前10時 閉会：午前11時25分
- 2 開催場所 別館大会議室
- 3 会議次第
  - 3月定例会会議事録承認
  - 教育長報告
  - 請願第1号 2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願の処理について
  - 議案第21号 令和元年度一般会計教育費及び大津市学校給食事業特別会計3月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
  - 議案第22号 令和2年4月1日付人事異動・機構改革及び法令改正に伴う規則等の整備に係る臨時代理について
  - 議案第23号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について
  - 議案第24号 令和2年度大津市一般会計教育費5月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について
  - 議案第25号 教科用図書採択に係る基本方針の決定に係る臨時代理について
  - 議案第26号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
  - 議案第27号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命に係る臨時代理について
  - 議案第28号 大津市通学区域審議会委員の委嘱及び任命について大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
- 4 出席委員  
島崎教育長、前田委員、壽委員、八田委員、田村委員
- 5 事務局出席者  
平尾教育部長、橋詰教育部次長、青山教育総務課長、上杉同課長補佐、駒井同課主査、西本同課主任、人見学校教育課長、多谷児童生徒支援課長補佐、東学校給食課長、本郷生涯学習課長、山口文化財保護課長、乾幼児政策課長
- 6 会議を傍聴した者  
(1) 一般傍聴者 4人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長が5月定例会の開会を宣言  
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第27号、議案第28号について非公開とすることを決定

3月定例会議事録承認 承認

教育長報告

○請願第1号 2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願の処理について

【説明】

○青山教育総務課長 本請願は、ある団体の事務局である個人の方からの請願となる。請願については、請願法により、適法な請願はこれを受理し誠実に処理することが定められており、これを受け、大津市教育委員会会議規則第16条において、委員会は、請願を受けることができると規定されており、また同条2項において、請願者は、請願の趣旨、提出年月日、住所及び氏名を記載し押印することとなっており、本請願はその要件は満たしている。従い、同条第4項に基づき、会議に諮ってその可否を決するものである。なお、採択にあたっては、請願の内容及び本市議会の例を踏まえ、一部採択などは行わず、請願を全体として採択するか採択しないかの議決を求める。

本請願の請願事項については、「2021年度使用中学校教科書の採択に関する請願」として大きく6点にわたっているが、事前に配布していることから、詳細については説明を割愛する。

【質疑】

○八田委員 個人の方が子ども達のことを思ってこのような意見をいただいたことに関しては有難いと思う。採択するしないにかかわらず、貴重な意見として受け止めたい。

○壽委員 教科用図書(以下、「教科書」)選定の手続き的な意見と内容に関する意見とがあると思う。過去にも教育委員会の会議において伝えたと記憶しているが、教科書選定にあたっては調査研究会が調査・研究し、その内容を教科用図書選定審議会(以下、「審議会」)に報告し、審議会にて議論のうえで答申がなされ、その答申について教育委員会が採択するという流れである。教育委員会の役目としては、教科書の中身を個々に見るというより、この答申にいたる過程が適切に行われているか、公正公平に手続きが踏まれているか、ということを確認することだと考えている。従って、内容に関わる請願を採択する、つまり特定の意見を施策に生かすという判断をすることは、教育委員会が特定の意見に縛られて教科書を選ぶということを示すことになるので、教科書選定の制度上、相容れないことではないかと思う。今回についても、そのような理由から、採択するのは難しいのではないかと考えている。

○田村委員 公立小中学校の教科書の選定については、非常に大きな労力がかかっている。選定の手続きについては、法律に則って遺漏のないように行うが、それぞれの採択地区の子ども達の実情に合わせて、学習効果のある教科書をどのように選ぶかというのが非常に重要な観点である。その意味では、専門性を持った方々に調査研究していただき、それをより高度な観点から審議会にて専門的に審議いただき、教育委員会として、大津の子ども達の深い学びに繋がりを、学習意欲が高まるような教科書を選定することが重要である。

○島崎教育長 教科書選定の流れについて改めて説明を求める。

○人見学校教育課長 まず、教育委員会において、教科書採択の基本方針を定め、その上で教育委員会から審議会に諮問を行う。審議会は諮問に応じて調査研究していくが、教科書の数が非常に多いため、教員からなる調査研究会を組織して調査研究を行ってもらい、その内容が審議会に報告される。その報告に基づいて、審議会において、どの教科書を選定すべきかの案を

検討し、その結果を教育委員会に答申する。これを概ね6月～7月の間で行い、最終的には教育委員会において8月末までに採決を行う。これらの手続きについては、文部科学省から示されている資料、滋賀県教育委員会から示される資料を元に進めていくこととなる。

○前田委員 意見をいただいたことに関しては、有難いと思う。教科書選定にあたっては、幅広い意見を吸い上げる必要があると思うが、現状、アンケートがどのようなになっているかについて聞かせて欲しい。

○谷学校教育課指導主事 6月から行われる展示会にて市独自のアンケートを取り、その意見を調査研究会及び審議会、また教育委員会にも見ていただく。今まで展示会は教育センターのみであったが、本年度から市役所1階のギャラリーにても展示を行うこととし、会場を2つに増設しており、より多くの市民の皆様からの意見を頂戴できると考えている。

○島崎教育長 審議会の委員の構成についてはどうか。

○人見学校教育課長 大津市附属機関設置条例及び大津市教科用図書選定審議会規則において、学識経験を有する者、教育関係団体から選出された者、市職員からそれぞれ2名以内と定められ、それぞれの分野の専門性を持って業務にあたってもらっている。

○壽委員 県の資料を元に、という説明があったが、適切なプロセスを確保できているかという観点で、その資料がどのようなものかを聞きたい。

○人見学校教育課長 県の資料は、それぞれの教科書の体裁や内容がどんなものであるかについて、県教育委員会が観点ごとに検討し評価したものが示されている。学習指導要領に基づいて、知識及び技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力・人間性の観点で、特徴が示されているものである。これを参考にして調査研究を進めている。

○壽委員 県の資料については、調査研究のひとつの参考資料という位置づけでよいか。

○人見学校教育課長 そのとおりである。

○田村委員 調査研究員について、専門性という観点からどのように選定されるか、また、調査研究員は教員であるが、学校現場の使い勝手に関わる意見を吸い上げる場があるか。

○人見学校教育課長 調査研究員の選任にあたっては、その要領を定め、その規定に基づいて選任しているものである。また、現場の意見の吸い上げについては、研究員自体が教員ということで、実際の使い勝手の観点も含めた検討を行うことで、現場の意見が反映されると考えている。

## 【採 決】 不採択

## ○議案第21号 令和元年度一般会計教育費及び大津市学校給食事業特別会計3月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

### 【説 明】

○東学校給食課長 学校給食事業特別会計の歳入及び歳出について1億7百万円余りを減額するものである。

通番11は収支差額について一般会計から学校給食事業特別会計に繰り出しするものである。特別会計において、歳入は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、3/2～3/18までの給食を中止し、給食費を徴収しないために減額となるものである。

歳出は、通番1「学校給食総務費」は3月に予定していた給食の食材購入費を減じるとともに、食材のキャンセルが効かず、やむなく廃棄したものや社会福祉協議会・フードバンクに提供したもの、転売に係る経費などを計上したものである。発注済のキャンセルが効かなかった分については、給食費の徴収を行わないため、収支差額が発生したこととなる。なお、食材の納入業者への補填・補償金については、国から3/4の交付金が補助されるほか、特別交付税が措置されることとなっている。

通番2～4の学校給食管理運営費については、給食中止に伴う加工・配送料の減額や、光熱水費の減額を行ったものである。

**【質 疑】**

- 前田委員 給食中止に伴う流れ、及び今後同じようなことが起こった際の対応について聞かせて欲しい。
- 東学校給食課長 学校の臨時休業に合わせ、食材業者へのキャンセル手続きをかけたが、間に合わなかったものについて、廃棄や提供を行ったものである。今後も同様の対応となるが、献立の工夫なども行いながら、なるべく食材のロスが出ないようにしていきたい。
- 前田委員 地元の食材を使ったメニューも多いが、なるべくロスが出ないように対応してほしい。
- 田村委員 補助金については、実質の損失額に対する3/4の補助という理解でよいか。金額はどれくらいか。
- 東学校給食課長 そのとおりである。金額は、2千万円程度と記憶している。
- 八田委員 今後も難しい対応が迫られるとは思いますが、臨機応変に対応してほしい。

**【採 決】 承認**

**○議案第22号 令和2年4月1日付人事異動・機構改革及び法令改正に伴う規則等の整備に係る臨時代理について**

**【説 明】**

○青山教育総務課長 令和2年4月1日付人事異動・機構改革及び法令改正に伴う規則等の整備について、大津市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則に基づき、緊急を要し、教育委員会の会議を開く時間的余裕がなかったため、教育長が4月1日付けで教育委員会を臨時に代理して決定したものについて、教育委員会の承認を求めるものである。

議案の内容については、大きく4点ある。

1つめは、地方自治法・地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度や小中学校及び幼稚園の任期付講師の導入等にかかる規則の新設・改廃を行ったものである。

2点目は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」いわゆる給特法の改正及びそれに基づく指針の公布に伴い、教員の健康及び福祉の確保を図るための措置のひとつとして、在校等時間の上限等について定めるもので、大津市立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則という規則を新設した。

3点目は、幼稚園及び公民館の廃止に伴うものであり、教育委員会所管の施設を個人演説会に使用する際の費用や設備の程度を定める告示、及び教育委員会が所管する公印について定めた規則について、それぞれ改正を行った。

4点目は、4月1日付人事異動・機構改革に伴うもので、職務代理者が職務を行う場合の事務の委任や、組織及び事務の分掌、事務の決裁手続及び職員の職務権限等について必要な事項を定めたもの、あるいは個別の職務について担当する職位を定めているもので、これらについて、令和2年4月1日付の機構改革・人事異動に伴い、職名の変更や組織名の変更等の必要な修正を行ったものである。

**【質 疑】 なし**

**【採 決】 承認**

**○議案第23号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時代理について**

**【説 明】**

○人見学校教育課長 本市のコミュニティ・スクールについて、このたび石山小学校と石山中学

校、及び膳所小学校より学校運営協議会の設置申請書が提出されたため、これを受け、大津市学校運営協議会規則別表に加え、新たにコミュニティ・スクール実施校とすることについて臨時代理を行ったものである。なお、石山小学校と石山中学校は合同で1つの学校運営協議会を設置する。これらにより、40校園に36の学校運営協議会が設置されることとなる。

【質 疑】 なし

【採 決】 承認

#### ○議案第24号 令和2年度大津市一般会計教育費5月補正予算に関する意見の申出に係る臨時代理について

##### 【説 明】

○人見学校教育課長 新型コロナウイルスの感染拡大に向けた対策経費である。通番17、学力向上推進事業費は、臨時休校措置に伴う児童生徒の学習補償として、学習プリントの作成及び郵送等にかかる経費と、オンライン学習教材の導入に係る経費を計上している。通番19、学校保健管理運営事業費については、学校のマスクやゴム手袋、消毒液、非接触体温計等の購入経費、感染者が出た際の消毒に係る手数料等を補正するものである。

○乾幼児政策課長 通番18、幼稚園保健管理運営事業費は、公立幼稚園での感染拡大防止に向けた、小中学校と同様の対策経費を計上しているものである。

##### 【質 疑】

○壽委員 学習プリントの郵送を希望しない家庭にはどうするのかという点と、郵送の段取りや、どのくらいの家庭が郵送を希望しているのかについて教えて欲しい。

○人見学校教育課長 実際に調査したところ、子どもの状況の把握のため、現状は、郵送ではなく、家庭訪問をして届けるという対応がほとんどとなっている。但し、今後、感染が実際に拡大したり感染者が出たりした場合には、学校以外の場所も活用しながら対応する。

○壽委員 本予算は、どのくらいの家庭への郵送を想定して費用を計上しているのか。

○人見学校教育課長 市内すべての家庭に4回郵送できるための費用を見積もって計上しているものである。

○壽委員 市役所を介してプリントを配るといった話があったが、それは、気持ちの問題として感染が発生した学校から直接配らない方が良いのではないかとという発想か。

○人見学校教育課長 そうである。発生した学校からの郵便物に抵抗がある家庭もあり得るのではないかと考えており、市役所から、学校関連の郵便であるということをつかりやすくした上で送ることも考えている。

○壽委員 気持ちの問題としては理解できるが、科学的にはどうなのかという疑問はある。ウイルスの紙媒体での生存期間なども考慮すべきで、気持ちの問題だけで一律市役所にて郵送作業を行う、というのを決めるのは早計のように思う。

○島崎教育長 特定の学校が休校になった際には、色々なケースが想定される。消毒作業のため施設全体を閉じる、施設の一部を閉じる、大津市の学校全体を休校する、ということもあり、全ての場合について、市役所で送るというわけではなく、その時々ケースに応じて対応するということである。

○八田委員 家庭の状況は様々であると思うが、学習支援やプリントの送付について、メールでの送付やHPでの配信などでもできるのではないか。

○人見学校教育課長 それぞれの学校の工夫の中で、メールやHPを活用して情報発信を行っている。電話なども含めてどれか1つだけの方法で全家庭に周知する、というのは難しいため、状況に合わせて色々な方法を掛け合わせながら、全家庭に提供していくことが大事であると考えている。

○八田委員 学校単位で望ましい方法でやってもらうことは良いことであり、教職員側の負担

や感染リスクも踏まえて対応できればよいと思う。

○前田委員 今説明があったように、プリントを配布する場合だけでなく、保護者が学校に取りに行く場合でも、通るルートや時間など密を避ける工夫をしてもらっているところである。これからも、そういった配慮も続けてもらえればと思う。

**【採 決】** 承認

#### ○議案第 2 5 号 教科用図書採択に係る基本方針の決定に係る臨時代理について

**【説 明】**

○人見学校教育課長 令和 3 年度に使用する教科書の採択に係る基本方針について、臨時に代理したものの承認を求める。令和 2 年度は令和 3 年度に使用する中学校の教科書及び小中学校の特別支援学級で使用する一般図書の採択をおこなう。

基本方針においては、採択の視点として、5 つの視点を設定した。

- 1 学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得、および思考力、判断力、表現力を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことに適したものであること。
- 2 本市の教育振興基本計画の趣旨を踏まえた教育活動の展開に適したものであること。
- 3 基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに、豊かな人間関係と社会性をはぐくむことに適したものであること。
- 4 内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取扱い、色彩等が個々の児童生徒にとって見やすく整理、工夫されていること。
- 5 教科用図書採択にかかる文部科学省、県教育委員会の通知内容に則したものであること。

**【質 疑】**

○壽委員 昨年度からの変更点はあるか。

○人見学校教育課長 変更はないが、4 については、昨年度に事務局案として「すべての児童生徒」としていたものを、教育委員会で議論があり、児童生徒を全体として捉えるのではなく個別最適に見ていくため、「個々の児童生徒」に変更して可決したものである。

**【採 決】** 承認

#### ○議案第 2 6 号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

**【説 明】**

○人見学校教育課長 本市のコミュニティ・スクールについて、このたび瀬田小学校及び唐崎中学校より学校運営協議会の設置申請書が提出されたため、これを受け、大津市学校運営協議会規則別表に加え、新たにコミュニティ・スクール実施校とするものである。これらにより、42 校園に 38 の学校運営協議会が設置されることとなる。

**【質 疑】** なし

**【採 決】** 可決

#### ○議案第 2 7 号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命に係る臨時代理について

**【説 明】**

○人見学校教育課長 令和 3 年度の教科用図書の採択にあたり、大津市教科用図書選定審議会

規則においては、「学識経験を有する者」「教育関係団体から選出された者」「市職員」からそれぞれ2名以内と規定されていることから、それに基づき委員を委嘱及び任命する。

**【質 疑】** (非公開)

**【採 決】** 承認

○議案第28号 大津市通学区域審議会委員の委嘱及び任命について

**【説 明】**

○人見学校教育課長 市立学校の通学区域の適正化を図るために必要な事項を調査審議する、大津市通学区域審議会委員について、現在の任期が令和2年6月1日で満了するため、新たに委員を委嘱し、任命するものである。

**【質 疑】** (非公開)

**【採 決】** 可決

閉会 教育長が5月定例会の閉会を宣言